

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 北海道
農業委員会名： 新ひだか町農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

- (1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況
 ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

周知の方法	町掲示板(本庁、支所)に公告
改善措置	町ホームページもしくは町広報誌にも掲載し、周知を図る。
周知していない場合、その理由	

- (2) 総会等の議事録の作製
 ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	約1か月間
改善措置	現時点では改善する点はない。

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

- (3) 議事録の内容
 ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	現時点で改善する点はない。
------	---------------

- (4) 議事録の公表
 ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

公表の方法	町公式ホームページで公表し、事務局(本庁、支所)に備え付け、希望者に閲覧させている。
改善措置	現時点で改善する点はない。

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 33件、うち許可 33件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認を行うとともに、必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施している。なお、町外農業者の申請にあつては、当該農業委員会に対し照会調査を行うこととしている。平成27年度は、町外農業者の申請は1件あり、照会調査を行なった。			
	是正措置	現段階ではない。			
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。			
	是正措置	現段階ではない。			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	現段階ではない。			
審議結果等の公表	実施状況	町公式ホームページで公表し、事務局(静内事務局、三石事務局)に備え付け、希望者がいれば閲覧させる。			
	是正措置	現段階ではない。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から28日	処理期間(平均)	15日
	是正措置	現段階ではない。			

(2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数:11件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局における書類審査、複数の農業委員及び事務局職員による現地調査を実施している。申請内容によっては、北海道(日高振興局)へ事前照会を行っている。			
	是正措置	現段階ではない。			
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。申請内容によっては、北海道(日高振興局)へ事前照会を行っている。			
	是正措置	現段階ではない。			
審議結果等の公表	実施状況	町公式ホームページでの公表及び事務局(静内事務局、三石事務局)に備え付け、希望者がいれば閲覧させる。			
	是正措置	現段階ではない。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から28日	処理期間(平均)	15日
	是正措置	現段階ではない。			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	110 法人
	うち報告書提出農業生産法人数	102 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	8 法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	8 法人
	提出しなかった理由	存続か休業か廃業かを決めかねていた。現在は休業中。
	対応方針	決算期3か月以内に報告書を提出するように文書送付を行っているが、今後は催促する等により確実に提出させることとする。
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0 法人
	対応状況	勧告した農業生産法人はいない。

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 43件 公表時期 平成28年3月 広報誌に掲載。
	是正措置	現段階ではない。
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 97件 取りまとめ時期 平成28年2月 広報誌に掲載予定で検討中
	是正措置	現段階ではない。
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 10, 225ha 整備方法 電算処理システムによる。 データ更新: 農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、法務局からの異動情報に基づき毎月、定期的に更新。 その他整備等: 平成26年の農地法改正に伴い、農地基本台帳が法定化されたことによるシステム改修を平成26年度に実施済。また、毎年1回以上の固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を実施している。。
	是正措置	台帳の法定化及び農地情報のインターネット公表に伴う新たな整備が今後発生した場合、その内容を精査し整備するものとする。

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数:55件、うち決定55件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、必要に応じ、担当地区農業委員及び事務職員の現地確認のうえ進めている。
	是正措置	現段階ではない。
総会等での審議	実施状況	関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。
	是正措置	現段階ではない。
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載の上、希望者がいれば閲覧させる。
	是正措置	現段階ではない。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	特に意見はないが、今後もホームページ等でわかりやすいように周知を続けたい。
農地転用に関する事務	特に意見はないが、今後もホームページ等でわかりやすいように周知を続けたい。
農業生産法人からの報告への対応	決算期から3か月以内に報告するよう文書通知し、なお提出の無い場合は電話や文書により催促している。
情報の提供等	賃貸料の情報提供依頼 2件
その他法令事務に関するもの	

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	10, 225ha	1. 2ha	0.01%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導・理解の徹底が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1. 2ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のIの4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月	24人	10月～11月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし、目視による巡回調査を一斉に実施 遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り、地図等に記録 2 担当地区の農業委員の日常的な調査 3 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域は重点調査する 4 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地は重点調査する		
	遊休農地への指導	実施時期:(記入不要)		
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		10月	24人	10月～11月
	調査方法	1 管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を一斉に実施した。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、地図等に記録した。 2 通年を通し事務局で町内を巡回したほか、農業委員の日常の活動として担当地区を巡回した。 3 農地が集団的に利用されている地域等周辺農業に及ぼす影響の大きい地域を重点的に調査した。 4 仮登記農地、農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地は、地区担当の農業委員の情報も参考に調査した。		
	遊休農地への指導	実施時期:(記入不要)		
		指導件数:(記入不要)	指導面積:(記入不要)	指導対象者:(記入不要)
	遊休農地である旨の通知	件数:(記入不要)	面積:(記入不要)	対象者:(記入不要)
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数:(記入不要)	面積:(記入不要)	対象者:(記入不要)
その他の取組状況	農業委員による日常的な農地パトロールを実施。			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価

目標に対する評価の案	目標を達成することができなかったが、該当地は相続農地のため、相続権を有する共有者に対して、継続的に意向を把握することを今後も行い、目標達成に向けて取り組んでいく。
活動に対する評価	遊休農地の所有者等への指導は確実に進展し遊休農地解消への理解が進みつつある。このため、農家への事前周知による円滑な利用状況調査や指導を行うとともに、指導の段階で遊休農地の有効利用が図られるよう徹底することが必要。また、相続農地については、継続的に指導することにより遊休農地解消への理解を求めるなど、早期解消に向けての取り組みが必要である。

5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特に意見はないが、町広報誌等を活用して農業委員会の活動目標を周知したい。
活動の評価案に対する意見等	特に意見はないが、町広報誌等を活用してできるだけ活動内容を周知することを検討いたしたい。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	特に意見はないが、地域に必要とされる農業委員会の活動目標を周知し、評価を聴取できる機会の設定を検討いたしたい。
活動に対する評価	特に意見はないが、地域に必要とされる農業委員会の活動を周知し、評価を聴取できる機会の設定を検討いたしたい。

Ⅲ 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	農家数	742戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	672戸	371経営	0法人	0団体
	農業生産法人数	109法人			
課 題	担い手の高齢化が進んでいるため、町と連携して、認定農業者や法人化を働きかけ、担い手を確保する必要がある。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	371経営	0法人	0団体
実 績 ②	370経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	99.73%	0%	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	農業委員等から意欲のある農業者の情報収集を行い、農政課と連携し認定の推進活動を実施する。	担当課と連携し、特定農業法人のメリット等の情報を発信し、理解を図る。	担当課と連携し、特定農業団体のメリット等の情報を発信し、理解を図る。
活動実績	新規就農者について町農政課と連携して就農認定を推進。また、経営移譲に伴い後継者に経営が変わる場合も、担当課と連携し認定を推進。	特に本年は目立った活動していないが、担当課と連携し、特定農業法人のメリット等の情報収集する必要性があった。	特に本年は目立った活動していないが、担当課と連携し、特定農業団体のメリット等の情報収集する必要性があった。

(4) 評価

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。	実態を踏まえた目標値の再検討が必要。
活動に対する評価	普及の取組は計画どおり実施。	普及の取組が遅れている。	普及の取組は遅れている。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特に意見はないが、高齢化等が進む中、それら問題に対応すべく経営体組織の検討は必要である。		
活動の評価案に対する意見等	特に意見はないが、目標計画にそった実施が必要である。		

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	該当なし	該当なし	該当なし
活動に対する評価	該当なし	該当なし	該当なし

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		10, 225ha	3, 765ha
課 題	平成25年度で規模拡大交付金の制度が終了したことにより、平成26年度はその反動が影響し集積面積が減少。また、平成26年度に農地中間管理機構の設立で増加も期待されたが、当地区においては案件無し。そして、農業従事者の高齢化等の問題もあり、農業従事者が減少している。その中で、新規就農者及び経営規模拡大を検討している担い手への利用集積を、農業関係機関が連携し、情報を共有しながらの取り組みが必要と考えられる。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
120ha	110ha	91.66%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地を保有する非農家に対し、農業委員会への農地斡旋申し出を促す。また、新規就農者や担い手の情報を関係機関・地域農業者から収集し、受け手の情報を把握する。必要に応じて農地中間管理機構への委任を促す
活動実績	目標達成のため活動計画に基づき農業委員が、関係機関・地域農業者からも情報提供を受けながら取り組んだ。結果、集約的農業(施設園芸)への新規就農に係る利用集積を進めることができた。また、相続者に対して相続登記についての説明をし理解いただいたことで、相続農地の案件を数件進めることができた。しかし、全体としては目標面積には届かなかった。借り手側として、以前の借り手への制度的交付金はないのかという声も多く、その際、農地中間管理事業の説明を町農政課と連携するものの、なかなか利用には至らず、農地中間管理機構への実績は、1件であった。

(4) 評価

目標に対する評価	目標数値を150haから8割程度の120haへ変更したが、農業に関する制度の見直しや農業経営の環境が目まぐるしく変わる中で、農地の流動化は鈍く、目標数値は妥当なものである。
活動に対する評価	農業委員が農業に関する各種情報の提供窓口として浸透してきた。また、新規就農者に係る案件は、今後も関係機関からの情報提供が重要である。農地中間管理事業については、より一層周知を図る必要がある。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特に意見はない。
活動の評価案に対する意見等	将来の経営に不安を抱える農業者は少なくなく、地域の実情に即した活動が求められている。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	特に意見はない。
活動に対する評価	特に意見はない。

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	10,225ha	0ha	0%
課 題	違反転用は発生していないが、継続した周知及び日常の巡視は欠かせないものと考える。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ○違反転用の是正指導 違反転用を発見した場合、北海道に通報し、連携して是正の勧告を行い具体的な是正スケジュールを聴取確認を行う。 ○違反転用の発生防止に向けた取組 ホームページ等で住民に対し違反転用が犯罪であることを周知。リーフレット等を主に町内建設業者に配布し啓蒙普及を図る。 ○一斉実施の農地利用状況調査、毎月1回の現地調査、日常的な農地パトロールを実施する。 ○転用事業者については、許可後3か月ごとに進捗状況報告を徹底させ、その都度、現地を確認することとする。
活動実績	<p>10月 全域で農地パトロールの実施及び毎月1回の現地調査で各地区の農業委員からの情報収集による確認の実施。通年を通し、各地区の農業委員・事務局で定期的に巡視した。</p> <p>転用事業者には、許可書交付の際に、違反転用についての説明を行うとともに、計画変更等の手続きについての説明も行った。</p>

(4) 評価

目標に対する評価	違反転用の発生はないものの、今後も未然にいとめる取り組みが重要である。
活動に対する評価	違反転用は発生防止及び早期発見・早期指導が重要であり、日常的な巡視は妥当なものと考える。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特に意見はないが、農地としての生産性の役割を認識するなら、違反転用の発生はくい止めるべきである。
活動の評価案に対する意見等	特に意見はないが、計画にそった活動が重要である。

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	農地としての生産性の役割を認識するなら、違反転用の発生は防止すべきである。
活動に対する評価結果	活動計画案にそった行動が必要である。

※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。